大阪、昭43不15、昭47．9．27

命　　令　　書

申立人　　大阪私学教職員組合

被申立人　　学校法人　浪商学園

主　　文

1　被申立人は、Ａ１に対し、昭和42年３月25日以降、同人が解雇されなかったと同様の状態に回復させなければならない。

2　申立人のその他の申立ては、これを棄却する。

理　　由

第１　認定した事実

1　当事者等

⑴　被申立人学校法人浪商学園（以下「学園」という）は、肩書地に浪商高等学校（以下「浪商」という）のほか大阪体育大学および浪商幼稚園を設置しており、教職員は約160名である。

⑵　申立人大阪私学教職員組合（以下「大私教」という）は、主に大阪府下の私立学校の教職員約2,500名をもって組織する単一組織の労働組合である。なお、大私教は、昭和46年７月、大阪私立学校教職員組合連合（以下「私教連」という）が組織変更したものである。また、私教連は、大阪府下の各私立学校単位に組織されていた教職員組合ならびに各私立学校の教職員が個人加盟方式で組織していた大阪私学単一労働組合（以下「単一労組」という）によって構成される連合団体であった。

⑶　浪商には、従来から教頭以上の役職者を除く教員で組織される浪商高等学校教員組合（以下「組合」という）があり、私教連に加盟していた。しかし、前記私教連の組織変更に伴い、組合も名称および組織の変更を行ない、現在、大私教浪商学園分会となっている。なお、審問終結時における同分会の組織人員は45名である。

⑷　Ａ１（以下「Ａ１」という）は、40年４月１日浪商の教員として採用され、42年３月25日、解雇されるまでの間国語科教員として勤務していた。

２　Ａ１採用当時の浪商における労使関係と普通免許状取得状況等について

⑴　40年４月までの労使関係について

①　組合は、戦後間もなく結成され、35年に私教連が結成されると、直ちにこれに加盟した。しかし、従前の組合の活動は、賃上げ、一時金等の経済要求について定期的に学園と交渉することに限られており、上部団体である私教連の統一行動等に参加することはなく、私教連に形式的に加盟しているに過ぎない状態であった。

②　しかし、38年ごろ、組合の執行委員長にＡ２（以下「Ａ２」という）が選出され、Ａ２は、私教連との連携を強化し、私教連のオルグ等の協力を得て、不活発な組合の状態を打破し、組合を強化するために積極的に活動した。ところが、この組合強化のための活動が展開されているさなかに、学園は、突然、Ａ２を昇格させ校長室秘書に配置転換した。このためＡ２は非組合員となった。

前記の経緯によって組合は、活動の中心的担い手を失い、その活動は従前の不活発な状態のまま続いた。

③　組合は、校長、副校長および教頭を除く教員で組織されており、教務、教務研修、生活指導等の各校務分掌上の課長と各教科を統括する科長も組合員であった。通常、課長と科長には、古参教員が就任しており、組合の主要な役員にも、課長・科長である古参教員が選出されることが多かった。

また学園には、浪商の管理運営等に関する方針の協議、策定を目的とする主事会が設置されており、課長と科長は主事会の構成員である。なお、課長と科長には、一般教員に対する人事管理等に関する直接の権限は与えられていない。

⑵　浪商における生徒数の推移と普通免許状等取得状況について

①　Ａ１が採用された40年当時は、いわゆる戦後のベビー・ブームによる高等学校生徒の急増期にあたっており、第１表のとおり浪商もその例にもれず、その生徒数は急増し、42年度まで生徒数は2,000名をこえていた。しかし43年度以降は、新入生が激減している。

第１表

年度（昭和）	39	40	41	42	43	44	45
生徒数（名）	2,613	2,928	2,514	2,152	1,646	1,253	1,073

そのため、40年当時の浪商では１クラスの生徒数は約60名に達し、またプレハブ校舎の使用および教員の授業持ち時間数の過多等その教育条件と教員の労働条件は悪化していた。

②　学園は、このように多くの生徒を受け入れたため教員の不足をきたし、多数の教員を補充しなければならなかった。そして、学園が新らたに採用した教員のなかには、たとえば38年度採用教員約10名のうち２名が高等学校教諭普通免許状（以下「普免」という）を有していない等普免未取得者が多数含まれていた。

Ａ１が採用された40年当時における浪商の教員の普免等の取得状況は第２表のとおりである。

第２表

	教　　諭	講　　師
普免取得者	41名	17名
臨時免許状所持者	10名	９名
無免許者	２名	７名
合　　計	53名	33名

（注　副校長以上の役職者およびＡ１ら７名の40年度採用教員は除く）

③　さらに、40年度の教諭の担当教科とその普免の有無等について具体的にみると、

次のとおりである。

㋐　Ａ３（以下「Ａ３」という）は、社会科の臨時免許状（以下「臨免」という）しか持っていなかったが、社会科15時間以外に芸術科を１時間担当していた（持ち時間数は週当りである。以下同じ）。

㋑　Ｃ１は、社会科の臨免しか持っていなかったが、体育科を24時間担当していた。

㋒　Ａ４（以下「Ａ４」という）は、社会科の臨免しか持っていなかったが、理科15時間、商業科２時間を担当していた。

㋓　Ｃ２（以下「Ｃ２」という）は、社会科の普免しか持っていなかったが、商業科を21時間担当していた。

㋔　Ａ５（以下「Ａ５」という）は、英語科の普免しか持っていなかったが、社会科を６時間担当していた。

このように、当時、浪商においては、普免および臨免所定教科以外の教科を担当している事実（以下「教科外担当」という）があった。

なお、当時、生徒激増に伴って教員が不足したため、大阪府下の各私立高等学校ではその増員に苦慮しており、前記浪商にみられるような教科外担当および無免許の教員採用は一般的現象になっていた。

④　また学園は、39年ごろから42年ごろまで普免等の所定教科と関係なく、各教員の希望担当教科を調査し、それを参考にしたうえ担当教科を割り当てていた。これは、当時、クラス数増加等によって、教科と授業時間の教員への担当配分に苦慮していた学園が、これらを円滑に配分することを目的として実施したものであった。

３　Ａ１採用の経緯等について

⑴　教員募集と大学の推薦について

①　39年10月２日、学園は、40年度の浪商の教員採用について、立命館大学（以下「立命大」という）等７大学に40年３月卒業予定者の推薦方を文書で依頼した。同文書によると、応募資格は、普免取得者および40年中に普免を取得し得る者であり、また採用教科は、国語、英語、理数および商業となっていた。

② 前記依頼を受けた立命大は、39年10月26日、総長Ｃ３の名で国語科２名、英語科２名、商業科１名、合計５名を、各人の成績証明書等を添付して文書で学園に推薦した。そのうち国語科の２名は、Ｃ４（以下「Ｃ４」という）とＡ１であった。

⑵ 採用試験について

① 39年11月16日、学園は、Ａ１ら18名の応募者を対象に採用試験として面接を行なった。なお学園は、縁故関係の応募者にはその都度面接を実施しており、当日の受験者は、一般応募者のみであった。

② 面接担当者は、理事長Ｂ１（以下「Ｂ１理事長」という）、副校長Ｂ２（その後、校長となる。以下「Ｂ２校長」という）、副校長Ｂ３（以下「Ｂ３副校長」という）および各教科長らであった。

③ 面接試験は、応募者を個別に面接する形式で行なわれ、その主な設問は、㋐なぜ学園を選んで受験したのかということ、㋑希望教科に関すること、㋒普免取得の有無とその見込みに関することであった。

なお、設問㋒は、単に普免を取得できるか否かを確認するだけのものであって、普免取得に必要な科目（以下「教職科目」という）の単位修得状況、大学４年度の教職科目履修状況等については何らたずねられていない。

④ 前記設問㋒について、Ａ１は「社会科と国語科の両方を履修しているが、社会に比して国語の普免取得は難しい」と答え、これに対しＢ１理事長は「取れる方から取ったらよい」と述べた。

なおＡ１は、文学部哲学科心理学専攻の学生であったため、同人の履修する専門科目は、社会科の教職科目とは重複する部分が多いが国語科教職科目とはほとんど重複せず、国語科では、その専門科目外に多くの単位を修得する必要があった。

⑤ 前記設問㋒に対し、免許状を取得できない旨答えた者が３名いたが、これらの者は不採用となっている。この３名のうち、Ｅは、立命大の40年３月卒業予定者で、同大学の推薦は受けていなかった。またＯは、明治37年生れの高令者であり、残る１名の経歴等は不明である。

⑥　面接試験の結果、39年11月26日、学園は、一般応募者のうちＡ１、Ｃ４、Ｃ５（以下「Ｃ５」という）、Ｃ６およびＣ７（以下「Ｃ７」という）の５名に対し、採用する旨文書で通知した。また、学園は、前記５名のほかに、Ｃ８とＣ９（その後Ｃ９と改姓。以下「Ｃ９」という）の２名を縁故採用することとした（Ａ１ら７名の40年度採用教員を総称して、以下「新任教員」という）。

⑶　Ａ１らの普免未取得と学園の措置等について

①　40年２月の卒業試験の結果、Ａ１は、卒業することはできたが病気のため受験できなかった科目もあって、教職科目のうち社会科は３科目12単位、国語科は８科目31単位を修得できず、結局普免は取得できなかった。

②　３月20日ごろ、Ａ１は、面接官の１人で同人の住所の近くに居住しているＡ６（以下「Ａ６」という）宅を訪れ、普免を取得できなくなったことを伝え善処方を依頼した。その約一週間後に、Ａ１は、Ａ６宅を再度訪れたが、その際Ａ６は、Ｂ３副校長に相談した結果に基づき普免未取得でも採用するという学園の意向をＡ１に伝えた。

③　４月７日、新任教員に対するオリエンテーションで学園は、Ａ１のほかにＣ７、Ｃ９およびＣ５も普免を取得していないことをはじめて知った。もっともＣ５は、当時すでに教職科目をすべて修得しており、手続上普免の交付が遅れていたもので、８月にその交付を受けている。Ｂ２校長は、これら４名の未取得者に対し、夏休みまでに普免を取得するよう注意した。

なお、学園は、前記オリエンテーションにおいて、採用後６ヵ月間は試用期間であって、組合への加入資格はない旨述べた。

④　４月９日、新任教員は、同月１日づけで助教諭に任命する旨の辞令を学園から受けた。また、同日の校務分掌等の発表で、Ａ１の担当教科は国語科で、持ち時間はホームルーム１時間を含め週19時間とされた。

⑤　その後、学園は、Ａ１ら４名の普免未取得者について大阪府に臨免の授与を申請した。６月ごろにいたって臨免が授与されることになり、Ａ１は、学園の指示で大

阪府庁に赴いて臨免を受領したが、同人に対する臨免の所定教科が社会科であることをそのときはじめて知った。Ａ１は、この社会科の臨免授与ののちも引き続き国語科を担当していた。

なお臨免は、学校の申請によって授与資格（大学に２年以上在学し、62単位以上修得していること）のある者に授与されることになっている。しかし、これは、当該学校において教員を必要とし、かつ普免取得者が得られないときに授与されるものであり、したがって、当該教科を担当する教員がすでに充足されているような場合は授与されない。また、当該学校の申請教科の変更を担当部課（本件においては、大阪府企画部教育文化課）が指導することはない。臨免の有効期間は交付後３年間である。

⑥　試用期間の終了した10月１日、学園は、新任教員のうち普免を取得している４名に教諭辞令を交付したが、普免を取得していないＡ１、Ｃ７およびＣ９は助教諭のまま据え置いた。

４　Ａ１の組合活動、覚書の成立とＡ１の講師格下げ、非組合員化等について

⑴　41年４月までのＡ１の組合活動について

①　ビラ配布等について

㋐　私教連三島地区協議会は、私学への助成金増額を目的とする統一行動として、40年９月30日に署名、ビラ配布活動を実施することを決定し、組合に統一行動への参加を指令した。組合は、従来街頭活動を行なったことがなかったが、指令に応じるため組合員に参加を呼びかけた。しかし、組合員からの参加申し出がなかったため、執行部は、必要人員を得ることができず苦慮していたところ、当時まだ非組合員であったＡ１から自発的に参加したいとの申し出があった。そこで執行部はＡ１以外の新任教員にも参加を要請し、３名の参加者を得ることができた。

㋑　９月30日、Ａ１は、他の数名の者と阪急電鉄茨木市駅前でビラ配布等を行なったが、その際、帰宅途中のＢ３副校長と会い、同人に「先生もいっしょにビラまきしませんか」と呼びかけた。

㋒　10月１日、Ａ１ら新任教員６名は、組合に加入した。しかし、Ｃ７のみは加入しなかった。

㋓　当時、組合には、私教連の会議等に進んで参加しようとする組合員はいなかったが、Ａ１は、組合加入後、私教連定期大会の代議員を積極的に引き受けるなどし、またＡ５副委員長を誘い、同人とともにこれら会議に進んで出席して活発に活動した。

②　年末一時金をめぐる活動について

㋐　40年年末一時金の支給額は、同年４月19日に締結された年間臨給協定によって本俸の2.6ヵ月分となっていたが、組合は、同支給額への上積みとして、プラスアルファを学園に要求して交渉した。その結果、一律10,000円のプラスアルファを支給することで妥結した。しかし、前記協定では、勤続１年未満の者の支給額は８割とすることが定められており、また、従前から新任教員にはプラスアルファが支給されていなかったため、Ａ１ら新任教員には本俸の2.08ヵ月分のみが支給されることになった。

㋑　Ａ１は、この新任教員に対するプラスアルファの不支給を不当差別であるとして、他の新任教員と３回にわたって協議し、組合に差別撤廃のため活動することを要請することとし、この旨Ａ５副委員長に申し入れた。申し入れを受けた執行部は、新任教員の出席を求めて執行委員会を開催し同問題を協議した。その結果、組合総会を開催してその承認を得た上で、新任教員へのプラスアルファ支給を学園に要求することを決定した。

㋒　12月13日組合総会が開催され、執行部提案は全員の賛成で可決された。同総会でＡ１は「同じ先生で差をつけるのはおかしい。悪い慣行は打ち破るべきだ」などと新任教員を代表して積極的に発言した。

㋓　12月21日、新任教員に対するプラスアルファ支給を議題とする団体交渉が開催された。席上学園は、新任教員のうち普免取得者に限って8,000円のプラスアルファを支給する旨回答し、組合は同回答を受諾した。そのため普免未取得のＡ１、

Ｃ７およびＣ９にはプラスアルファが支給されないことになったが、新任教員７名は、全員の意向と執行部との協議に基づき、支給を受けた４人分の総額32,000円を７名で均等に配分した。

㋒　12月下旬、Ａ１がＡ６に誘われて同人宅で飲酒した際、Ａ６はＡ１に「学園は、プラスアルファの件は君が張本人だと思っている。学園は君をねらっている。今は組合活動に精を出さない方がよい。時期が早い」と述べた。なお、当時Ａ６は、教務研修課長で主事会の構成員であり、かつ、組合の執行委員であった。

③　賃上げ要求に関する組合総会での発言等について

㋐　41年１月18日、私教連は、私立高槻高等学校における解雇問題等について同校で抗議集会を開催した。組合は、同集会への参加を組合員に要請したが、Ａ１以外に自発的に参加する者はいなかった。その後も、前記抗議集会は４～５回行なわれ、Ａ１はこれにほとんど参加している。

㋑　３月10日および同月18日、41年度賃上げ要求を議題とする組合総会が開催された。従来、組合は賃上げ要求をめぐる学園との交渉で学園から回答額を提示されると、さらに交渉をすすめたり闘争を行なったりすることなく、回答額どおりで妥結することが多かった。そこで、Ａ１は、前記総会の席上「賃金問題も学習会を開き、本当に理解していかなければ力にならない。支払能力論等についても勉強しなければならない」などと、賃金闘争を強力に展開するよう積極的に発言した。

⑵　講師への格下げについて

①　41年３月にいたって、Ａ１は、社会科の教職科目のうち２科目８単位は修得できたが、１科目は修得できず、そのため普免は取得できなかった。なおＣ９は普免を取得したが、Ｃ７はＡ１と同様に取得できなかった。

②　３月25日、Ａ１は、単位修得証明書を受領するため立命大に赴き、浪商へは同日開催された職員会議終了後登校し、同日発表された校務分掌等割当てによって、校務分掌とクラス担当からはずされていることを知った。

③　同日、Ａ１は、Ｂ３副校長に単位修得証明書を提出し、前記のクラス担当等からはずされていることについてＢ３副校長とＢ２校長に、これを不当であるとして激しく抗議した。これに対し、Ｂ２校長は、Ａ１が普免を取得していないことを理由とするものである旨説明し、さらに、Ａ１が、他にも普免未取得者が多数いる事実を指摘し理由にならない旨抗議すると、同校長は「ほかにも普免をもたない先生がいるが、その人達はキャリアがある。君は普免もキャリアもない」と述べ、Ａ１の抗議は容れられなかった。なお、当日、Ｂ２校長らは、Ａ１に講師への格下げ（後述）については何も触れなかった。

④　同日、前記のＡ１とＢ２校長らとの口論後、Ａ６とＡ３は当時組合の委員長であったＡ４の自宅に赴き、同人に「Ａ１は普免を取れなかったので首になる」旨伝えた。なおＡ３は、Ｂ１理事長の自宅敷地内にある同人の持家に居住しており、Ａ６は、Ｂ３副校長を自家用車で学園まで送迎していた。また、Ａ６は前記のとおり執行委員であったが、Ａ３は組合役員には就いていなかった。

⑤　組合は、３月３日から賃上げ、授業持ち時間数の適正化等４項目の要求について学園と団体交渉を重ねてきたが、３月29日の第５回団体交渉で妥結した。当日の交渉議題にＡ１の身分等に関する件は含まれていなかったが、双方の交渉員は数分間雑談しそのなかで、Ｂ２校長は「Ａ１は普免を取れなかった。試練を与える必要があるので講師にしたい」と述べ、これに対し、組合側の交渉員Ａ７（以下「Ａ７」という。執行委員）は「講師になっても昨年度の給与を下回らないよう措置してほしい」と述べた。さらに、同校長は「講師は非組合員だなあ」と述べた。

なお、組合と学園との間の労働協約には学園は、組合員の労働条件およびこれに関する諸規定を制定、改廃する場合は組合と協議して定める旨の条項がある。

⑥　４月１日、Ａ１は、電報で学園に呼ばれ、Ｂ２校長とＢ３副校長から「今年度から講師にする。その待遇は昨年並とする。１年以内に国語科の普免を取得したら、来年度からは、同時期に採用された者と同待遇にする」と告げられた。その際、Ｂ３副校長は、組合とは話しがついている旨述べたが、Ｂ２校長は、これを強く否定

した。Ｂ３副校長の発言で、Ａ１は、組合と話合う必要があると考え、講師への格下げ等の内容についてＢ２校長らと何んら話合わなかった。なお学園は、それまで普免未取得者を含めて本人の意に反して講師へ格下げしたことはない。

⑦　４月６日、Ａ１は、Ａ４に講師に格下げされた事情についてたずねた。これに対して、Ａ４は「ある人を通じて学園が、君とＣ７が普免を取得できなかったので解雇すると言っていると聞いたので､助けてやろうと思って講師になることを認めた。社会科の普免取ったらええやないか。それなら今年取れるし。君のことは心配いらんが、Ｃ７はちょっと心配や。学園は、25日の君の態度（前記のクラス担当はずし等について抗議したこと）で感情を害している」と述べた。

⑧　その後、Ａ１は、講師として勤務することになったが、その賃金は40年度と同額であり、その授業持ち時間は週21時間と40年度より増えていた。

⑶　Ａ１の組合員資格と３・29覚書について

①　講師への格下げ後、Ａ１は、非組合員として扱われていることを知り、これをＡ４にたずねた。これに対し、Ａ４は「講師は慣行として非組合員である」と述べたが、Ａ１はこれを承服せず、不当であるとして強く異議を述べたため、同人の組合資格を議題とする組合総会が開催されることになった。

なお、組合規約には、講師は非組合員であるとする定めはないが、従来、講師となった組合員は全員自ら組合を脱退していた。

②　４月16日、Ａ１の組合員資格を議題として組合総会（以下「４・16総会」という）が開催され、種々議論されたが結論が出ず、同月22日に再度総会を開催し、継続して審議することになった。

③　４月20日ごろ、Ｂ２校長は、Ａ４に後述のようなＡ１の身分等に関する３月29日づけの覚書（以下「３・29覚書」という）を示し同意を求めた。Ａ４は、これに応じ、組合委員長名で署名捺印したが、このことを組合役員、組合員には公表しなかった。３・29覚書の内容は次のとおりである。

㋐　試用期間中のＡ１、Ｃ７両名については、国語、英語の普免が取れなかったの

で身分を講師とする。

㋑　したがって、組合員資格は慣例により処理される。

㋒　Ａ１は国語科、Ｃ７は英語科の普免を１年以内に取得しなければならない。取得しなければ解職する。

㋓　普免を１年以内に取得すれば、専任教員とし、処遇は雇入れた期間にさかのぼる。

㋔　講師期間中の給与は、昨年の月収を下回らないように時間配当する。

④　４月22日、Ａ１の組合員資格を議題として再度組合総会（以下「４・22総会」という）が開催された。同総会でＡ３は「その問題は学校と組合とで解決をみたはずである。それなのにまたここで討議することは問題なのではないか」と発言した。これに対してＡ１は「組合全体の問題としてとらえる必要がある。とりあげるなら規約改正から問題とすべきだ。投票できめるのはおかしい」などと発言し、組合の団結上、組合員資格が重要な問題であることを強く主張した。なお、Ａ４は「学校からは慣習上講師加入は困るやないかとの話があっただけだ」と述べたが、３・29覚書については触れなかった。

以上のような議論の後、Ａ１の反対はあったが、Ａ３らの提案でＡ１の組合員資格を認めるか否かについて無記名投票が行なわれることになった。その結果、12票対８票でＡ１の組合員資格を認めないとの意見が多数を占めたが、組合員資格に関する審議決定は組合員総数の４分の３以上の賛成を要するとの組合規約第12条の規定との関係で議決は不成立とされ、未決着のまま組合総会は閉会された。

⑤　５月４日、４・22総会で決着をみなかったＡ１の組合員資格の問題について、再び組合総会（以下「５・４総会」という）が開催され、投票の結果、19票対15票でＡ１の組合員資格を認める票が過半数を占め、以後、組合は、後述の７月６日まで同人を組合員として取り扱った。５・４総会においても、Ａ４は、３・29覚書の存在について何ら述べなかった。

⑥　５・４総会において、Ａ１の組合員資格問題が解決した後、41年度組合役員の選

挙が行なわれることになり、Ａ１はこれに立候補した。これに続いて、Ａ８、Ａ９、A10の３名が立候補した。Ａ１は、従来から立候補の意思を表明していたが、他の３名は、それほど組合活動に熱心ではなく、また、進んで役員に立候補しようとする者もなかったそれまでの組合の状態からみて、３名の立候補は一般の組合員には奇異に感じられた。執行委員の定数は10名であったが、当時の執行委員のうち２名（Ａ７とA11）は、私教連地区委員の任期中であるとして信任投票で新役員に選出された。しかし、残る８名の選出方法については、Ａ３が立候補の有無にかかわらず完全連記制によって投票することを提案し、これが承認されたため、立候補とは関係なく全組合員のなかから８名を適宜選び完全連記することとなり、Ａ１らの立候補はまったく無意味になってしまった。そして投票の結果、Ａ１は、執行委員に選出されなかった。なお組合規約には、役員の選出は完全連記制の投票によることが定められているが、立候補に関する規定はなく、また従前立候補者も皆無であった。

⑷　夏季一時金交渉と７・６覚書について

①　５・４総会終了後、新旧執行部の事務引継ぎが行なわれた。その際、新執行部は、Ａ４の組合関係所持品のなかから３・29覚書を発見した。ここにいたってはじめて同覚書の存在を知った執行部は、ことの重大さとＡ４への配慮からその処置に困り、まずその成立経過を究明することとし、５月30日に執行委員会を開催して、前期からの執行委員であり、３月29日の団体交渉にも出席しているＡ７に説明を求めた。これに対し、Ａ７は３・29覚書の存在は知らなかったし、また同覚書の締結を組合として同意していたものでない旨説明した。さらに、６月７日、執行部は、Ａ４に３・29覚書締結の事情をただした。これに対してＡ４は「ある人から41年度になるとＡ１が解雇される旨の話を聞き、独断で結んだ」と述べた。その後も執行部は、後述の６月30日ごろまで一般組合員に３・29覚書の存在を公表しなかった。

②　６月中旬、組合は、夏季一時金に関し３項目の要求書を学園に提出した。同要求書の第３項は「組合員たる講師は専任と同額とする」（以下「第３要求」という）と

なっていた。

同月27日、この夏季一時金要求に関して第１回団体交渉が開催された。冒頭、Ｂ２校長は第３要求の説明を求めたので、組合側は総会でＡ１の組合員資格を承認した事情を述べた。しかし同校長は「講師にしたら非組合員になるというので講師にした。それなのに一体どうしたことだ。あの時、Ａ１は組合員にしないと確約している。こんなことになると思ってＡ４君と協定を結んでいるのだ」と述べ、３・29覚書を読み上げ、第３要求が撤回されなければ金額回答は提示できないとの態度をとった。そのため同日の交渉は物別れに終った。

③　６月30日ごろ、組合は、前記交渉の内容と３・29覚書を記載した「団体交渉情報」を組合員に配布した。これによってＡ１を含む一般組合員は、はじめて同覚書の存在を知った。７月２日、夏季一時金交渉と３・29覚書を議題とする組合総会が開催され、㋐３・29覚書に関する組合の姿勢は保留すること、㋑第３要求を「何分の考慮を願う」と改め交渉の行詰りを打開することが決定された。この組合総会の席上、Ａ４は独断で３・29覚書を締結したことを陳謝した。

④　７月４日、第２回団体交渉が開催され、組合は前記総会の決定を学園に伝えたが、学園はこれを受け入れず、組合にＡ１を非組合員にする旨「一筆入れる」ことを求めた。さらに学園は、これに応じなければ、夏季一時金回答は提示できないとの態度に終始したため、この交渉も物別れに終った。

⑤　７月６日、執行部は３・29覚書等について、㋐同覚書は現時点では有効であり、法的にはＡ１は非組合員である。したがって、一筆書けと言われれば書く、㋑その上で夏季一時金交渉に入る、㋒交渉妥結後、同覚書の破棄通告をする、との執行部案を決定し、同日開催の組合総会（以下「７・６総会」という）にのぞんだ。

同総会は３・29覚書の取扱いをめぐって紛糾し、前記執行部案のほかに㋐同覚書を全面的に追認する、㋑即刻、夏季一時金交渉に入り、学園が応じなければ労働委員会に申立てる、との２案が提起された。そしてこの３案が議決に付された結果㋐案が採決された。この決定に対しＡ１は「本人に知らされないで幹部が覚書を結び、

それをこんな形で追認するのはあまりにも無原則的すぎる。規約と抵触するのでもう一度討論してほしい」と要請したが、とりあげられなかった。

⑥　７・６総会終了後、第３回団体交渉が開催され、組合側が３・29覚書を全面的に守る旨述べると、Ｂ２校長は「覚書には難点はあったが、尊重することを双方がここで確認すればよいのだ」と述べ「先日より団体交渉で疑義のあった41年３月29日付の覚書については、本日労使双方とも、全文について履行を再確認した。本覚書は、42年３月29日をもって失効とするとの覚書（以下「７・６覚書」といぅ）を組合側に示し、組合側もこれに署名捺印した。その後、夏季一時金交渉は順調に進み、翌７日に妥結した。

⑦　７・６総会での決定の結果、Ａ１は非組合員として扱われるようになり、９月ごろ、同人は、私教連傘下の単一労組に個人加盟した。

⑸　Ａ１の勤務態度等について

①　Ａ１は、ひとりひとりの生徒と親しく接し、クラブ活動は文芸部を担当し、詩の添削、雑誌の発行を指導するなど、その授業内容、教育活動は非常に熱心であった。

②　当時浪商では体罰がよく行なわれており厳罰をもって生徒を学校の方針に服従させるということに教育の主眼が置かれていた。このような状況のなかで、Ａ１の教育活動は特異なものであった。

③　Ａ１の解雇（後述）後私教連は、同解雇の撤回を要求して、学園と団体交渉を行なったが、席上Ｂ２校長は「Ａ１は生徒のめんどうをみたり、その教育は非常に熱心だ」と述べた。

５　Ａ１解雇の経緯等について

⑴　Ａ１の教職科目修得状況等について

①　Ａ１は、41年６月30日ごろ、３・29覚書の存在を知るにおよび身分上の不安を解消し学園に口実を与えないため国語科普免取得の必要を痛感し、７月１日、大阪府企画部教育文化課に相談の上、仏教大学（以下「仏教大」という）に通信教育の入学手続をとった。

② Ａ１が国語科普免取得に要する単位は、前記のとおり８科目31単位であったが、Ａ１は９科目の受講を仏教大に申し込んだ。仏教大での通信教育には、面接授業はなく、各科目の単位修得は４回（国語科教育法のみ３回）に分けて配本される教材の設題について、それぞれレポートを提出し、これがすべて合格すれば最終試験の受験資格が与えられ、同試験に合格することによって当該単位が与えられるというものである。

しかし、41年度の教材配本は大幅に遅延し、教科によっては42年１月に４回分の配本が一括して行なわれたり、また最終配本日が同年２月22日になる等の事情があったため、Ａ１は、レポート提出指定日までに４回分のレポート提出を完了することができず、国語科教職科目の単位は修得できなかった。

③ 社会科教職科目については、Ａ１は、42年３月中にすべての単位を修得し、同年４月15日、社会科の普免を授与された。

⑵ 解雇通知等について

① 42年２月、Ｂ２校長は、Ａ１を呼び、教職科目の履修状況についてたずねた。これに対しＡ１は「社会科は立命大で聴講し、国語科は仏教大の通信教育である」と答えた。

② ３月20日ごろ、Ｂ３副校長は、Ａ１に教職科目の単位修得証明書を同月25日に提出するよう指示した。これに従い、Ａ１は、同月25日午後６時ごろ、単位修得証明書を持参して登校したが、同時刻には組合と学園の団体交渉が開催されていたこと等のためＢ２校長およびＢ３副校長とは会えず、同証明書を提出できなかった。そのためＡ１は、翌26日、単位修得証明書を学園に速達郵便で送付した。

③ ３月25日午後９時ごろ、学園は、Ａ１はＢ３副校長の指示に従わなかったと判断し、Ａ１あてに解雇通知を郵送した。それには、「本学園は、40年４月１日、国語科の普免を取得することを条件に貴殿を採用しました。その後再三話合いを行ない、国語科普免を取得されたいとの申し入れを行なってきましたが、本日にいたるも取得されておりませんので、ここに３・29覚書に基づき解雇いたします」との旨記載

されていた。

③　３月27日、Ａ１は解雇通知を受取り、これに対し、直ちに「解雇拒否通知」を学園に送付した。同書面には「１　私は40年４月の採用時、国語科の普免を取得しなければ解雇になるとの条件で採用されておりません　２　普免については、とりあえず他教科であってもよいということであり、社会科の普免取得に要する単位はすでに修得を終っています　３　３・29覚書は、私の全く関知しないものであり、それに基づく解雇は無効であると考えます」と記載されていた。

⑶　Ａ１解雇後の教科外担当等について

①　Ａ１が採用された40年当時、浪商には、前記のように普免未取得の教員が多数いたが、その後それらの者の退職等により、42年３月末までに浪商の教員は全員何らかの教科の普免を取得している状態になった。なお大阪府企画部は、40年ごろから無免許者を採用し、また普免もしくは臨免の授与を受けていない教科を担当させている状態について、その是正方を各学校長に通知している。

②　42年度以降、浪商には、普免未取得教員はいなくなったが、教科外担当は従前と同様に行なわれており、45年度については後述㋐～㋒にみられるように担当教科がすべて教科外担当である事実がある。

㋐　Ｃ10とＣ５は、商業科普免しか持っていないのに数学科を担当していた。

㋑　Ｃ11とＡ６は､同じく商業科普免しか持っていないのに英語科を担当していた。

㋒　Ｃ２は、社会科普免しか持っていないのに依然として商業科を担当していた。

③　その後、Ａ１は、同人に対する解雇について本件申立てと大阪地方裁判所への仮処分申請によって学園を相手方として争い、また、単一労組で組合活動に従事しながら国語科教職科目の受講を続け、44年10月31日、同科普免を取得した。また、46年５月ごろ、組合は組合総会でＡ１の組合員資格を認め、以後Ａ１は組合員として活動している。

第２　判断

１　当事者の主張要旨

⑴　大私教は、Ａ１に対する本件解雇は同人の採用決定において普免取得をその条件とせず、また採用後も普免の有無を重視していなかった学園が、Ａ１の活発な組合活動を嫌悪し、同人を学園から排除することによって、それまで行なってきた組合に対する支配介入、組合組織の弱体化を推進することを意図したものであり、また、Ａ１が国語科普免を取得し得る可能性が十分あったにもかかわらず、その成立経緯からみて明らかに無効である３・29覚書に基づいて国語科普免未取得を口実に行なった不当労働行為であると主張する。

⑵　これに対して学園は、①Ａ１が、採用条件であった国語科普免を取得しなかったこと、②Ａ１が、学園の与えた２年間の猶予等の便宜にもかかわらず、常識では考えられない未取得の事態を招き、同人の国語科教員としての基礎的能力を疑わざるを得なかったことを理由とする正当な解雇であり、またその手続においても３・29覚書、７・６覚書によって組合の同意を得ており、さらに組合活動との関連についても同人の組合活動を学園はまったく了知せず、その活動自体ごく僅かなもので学園がこれを嫌悪していた事実はないのであって、以上いずれの点からみても本件解雇は正当であると主張する。

よって、以下これらの点について判断する。

２　採用条件について

⑴　まず、学園は、従来より普免を重視しており、国語科普免を40年４月までに取得することを条件にＡ１の採用を内定し、これが取得できなかった後は42年３月までに取得することを条件として同人を雇用していたものであると主張するので、以下この点について判断する。

⑵　普免に対する学園の態度について、

①　まず、39年度まで学園が普免についてとっていた態度についてみると、前記認定により、㋐当時、生徒数激増のもとで私立各高等学校では、普免未取得者の教員採用、教科外担当が一般的現象となっていたこと、㋑当時、浪商の教員53名のうち12名は普免未取得者であり、そのなかには臨免授与資格を有しない者すら含まれてい

たこと、㋒38年度には２名の普免未取得者を採用していること、㋓学園は、普免未取得者に対し、その取得方を一定の基準をもって具体的に督励指導する措置を何ら行なっていないことが認められる。これらの事実よりすれば、学園が、その教育事業遂行において普免取得者に限定して教員を採用していなかったことは明白であって、特に普免を重視していたとは考えられない。

② そこで、学園主張のとおり学園が40年度の教員採用において普免を重視していたとすれば、40年度以降にそれまでと異なる措置がとられていなければならないことになるので、この点について考察する。

学園はこの点について、大阪府の無免許者の教員採用、教科外担当の是正を求める行政指導を遵守するよう努めていたと主張する。しかしながら、㋐40年度は生徒数急増期のピークにあたり、浪商の生徒数は約3,000名と最大であったこと、㋑42年ごろまで学園は、普免、臨免所定教科に関係なく担当教科の希望を各教員に対して調査していること、㋒Ａ１の担当教科は国語科なのに、学園の申請によって同人に社会科の臨免が授与されたこと、㋓42年３月末ごろまでに普免未取得者がいなくなった事実はあるが、生徒数激減に伴う普免未取得教員の退職等の結果によると推認されること、㋔40年当時、教科外担当が行なわれ、さらにＡ１解雇後の45年度においても教科外担当が多数存在すること等を勘案すると、学園が大阪府の行政指導遵守に努めていたとは認め難く、40年度以降学園の姿勢に変化があったとの事情は何ら認められない。

⑶ Ａ１の採用を決定するにいたった経緯について

① 学園は、40年４月までに普免を取得することを条件としてＡ１の採用を内定したと主張しているが、前記⑵で判断した学園の態度と前記認定の面接試験でのＢ１理事長の発言、40年３月のＡ６の発言等よりすれば、普免取得の有無を重視してＡ１の採用を学園が内定したとは直ちに認められず、学園のこの点に関する主張は採用できない。

② Ａ１の普免未取得と採用決定について

学園は、Ａ１が40年３月までに普免を取得できないことを知りながら採用決定した点について、㋐Ａ６を通じて半年または、１年以内に普免を取得するよう指示したこと、㋑オリエンテーションで試用期間中に取得するよう指示したことに明らかなごとく普免取得義務を免除したものではなく、期間を定めて猶予したに過ぎないと主張するので、以下判断する。

まず、㋐については、その事実を認めるに足る疎明はなく学園の主張は採用できない。また、㋑については、学園は、普免未取得者から個別に具体的な事情を何ら聴取していないのであって、単に一般的に普免の取得努力を促したに過ぎないとみなすのが相当であり、これをもって学園の主張を容認することはできない。

③　臨免について

Ａ１に社会科の臨免が授与されたことについて学園は、大阪府が同人の修得科目の状況から社会科の臨免を交付したものであると主張する。しかしながら前記認定のような臨免制度の実情からみて学園の前記主張は容認し難く、学園が自ら社会科で申請したものであると推認せざるを得ない。そして、Ａ１に国語科の臨免が授与されておれば、３年間は普免を取得し得なかったとしても、同人は国語科教員として無免許にはならなかったのであるから、この点に関する責はむしろ学園が負わなければならない。

⑷　講師格下げ時の指示について

学園は、41年４月１日講師への格下げを伝達した際、Ｂ２校長がＡ１に①１年以内に国語科普免を取得すること、②１年たって取得できないときは辞めてもらうことを指示したのに対して、Ａ１はこれになんら反発していないのであって、Ａ１は、41年度中に国語科普免を取得する義務を負っていたと主張するので、以下この点について判断する。

まず、学園がＢ２校長の指示事項として主張する前記②については、その事実は認められない。

次に、前記①についてみると、同指示は、１年以内に国語科普免を取得すれば待遇

を引き上げるとの趣旨であって、41年度中に普免を取得しなければ解雇するとは明示していない。したがって、41年４月１日時点で、学園とＡ１との間に41年度中に国語科普免を取得することが雇用継続の条件として成立したとは認められず、学園の主張は採用できない。

⑸　以上⑵から⑷まで判断したように、学園の主張はいずれも採用できず、学園が40年４月、41年４月等いずれの時点においても、期限を付して国語科の普免を取得することを条件にＡ１の雇用を継続していたとは認められない。

３　Ａ１の普免に対する姿勢と国語科教員としての資質について

⑴　学園は、①Ａ１が、国語科教員として採用されていながら40年４月から41年７月まで同科普免を取得するための努力を何ら行なっていないこと、②Ａ１が、学園の与えた便宜にかかわらず結局常識では考えられない未取得に終ったことからみて、同人の国語科教員としての基礎的能力に学園があいそをつかしたのは当然であると主張するので、以下この点について判断する。

⑵　まず、Ａ１が、40年４月から翌41年７月まで国語科教職科目を受講せず社会科教職科目のみを受講している事実について、学園はＡ１を一方的に非難しているが、①面接試験でＢ１理事長が社会科の普免でもよい旨発言していること、②40年６月、学園の申請によってＡ１に対して社会科の臨免が授与されていること、③学園は、Ａ１の教職科目の受講状況について本人からは一切聴取せず、国語科について受講していないことを何ら注意していないこと、④41年４月の講師格下げに伴う指示については、Ａ４の発言等からＡ１が社会科の普免を取得すればよいと考えたことには相当の理由が認められること、⑤42年３月までに、Ａ１は、社会科の普免取得に要する単位の修得を完了していること等を総合すれば、Ａ１の国語科教員としての普免取得に対する姿勢については深く反省しなければならないことは勿論であるが、同人が社会科の普免取得に力を入れたことを一方的に非難、問責することはできない。

⑶　学園は、国語科普免取得のためＡ１に与えた便宜として、２年間の猶予と講師への格下げによる校務の軽減等をあげる。しかしながら、①Ａ１が、国語科普免を取得し

なければ解雇するとの学園の態度をはじめて知ったのは41年６月末ごろのことであって、同年４月20日ごろ、３・29覚書を締結しておきながら学園とＡ４は、これをＡ１本人にはまったく知らせず、組合の教宣活動ではじめてその存在が明らかにされていること、②講師への格下げでＡ１は、40年度と同額の賃金を得てはいるが、これはその授業持時間数から当然に支給されたものと認められ、かえって授業持時間数は40年度より増加していること等よりすれば、学園主張は採用できない。

⑷　そこで、Ａ１の国語科教員としての資質をみると、①Ａ１は、41年７月から国語科教職科目の受講をはじめ、約３年後の44年10月に同科普免を取得していること、②しかもＡ１が教育活動に非常に熱心であったことは、学園自身もこれを認めていること等よりすれば学園が能力不足を解雇理由として固執するのは納得しがたい。

４　３・29覚書と７・６覚書について

学園は、41年３月29日、組合との団体交渉でＡ１の身分について協議し、その合意に基づき３・29覚書が締結され、これは７・６覚書で追認されたものであって、３・29覚書に基づく本件解雇はまったく正当なものであると主張する。

しかしながら、３・29覚書と７・６覚書は、仮に労働協約としての効力を有するとしても、Ａ１は組合に何らの授権もなしていないのであるから、これら覚書中Ａ１本人と学園の間の雇用契約の消滅に関して規定した部分については効力を有しないことは明白であり、学園の前記主張は失当である。

５　Ａ１の組合活動と学園の不当労働行為意思について

⑴　学園は、①Ａ１の組合活動としてあげられる事実はごく僅かなものであること、②学園はＡ１の組合活動をまったく知らなかったこと、③Ａ１の組合活動と本件解雇とはまったく無関係であることをあげて本件解雇は不当労働行為でないと主張するので、以下これらの点について判断する。

⑵　まず、学園主張①についてみると前記認定により、㋐Ａ１は組合加入前、40年９月30日のビラ配布活動への参加を積極的に申しでて、これが契機となって、新任教員７名のうちＡ１ら４名が同活動に従事したこと、㋑40年年末一時金のプラスアルファ支給

について、Ａ１は新任教員の中心となって活動し、従前の取扱いと異なる一定の成果をあげる原動力となっていること、㋐Ａ１は、私教連の会議等への積極的な参加、組合の執行委員への立候補および組合総会での発言等を行なっていること、㋓Ａ１が同人の組合員資格保持のため活発に活動したことが認められるのであって、これらは組合活動の低調であった当時の組合のなかでは目立った活動であったと認められ、学園の主張は首肯できない。

⑶　次に学園主張②についてみると、㋐40年12月下旬、Ａ６が、Ａ１に「学園は君をねらっている」と述べたこと、㋑３・29覚書が、４・16総会後の４月20日ごろ締結されたこと、㋐41年夏季一時金に関する交渉で、学園がＡ１の非組合員化に固執していることのほか、本件審問の全趣旨に徴して、学園が前記⑵で判断したＡ１の組合活動を十分了知し、注視していたことは明白であって、学園主張はとうてい容認できない。

⑷　結局、前記のＡ６の発言、３・29覚書、７・６覚書の成立経過等を総合して考察すると、学園が、Ａ１の活発な組合活動によって組合が強化されることを強く恐れ、同人を非組合員化するとともに普免取得の遅滞に籍口して同人を学園から排除しようと意図していたことは明白であるといわざるを得ない。

６　総合判断

⑴　学園は、面接試験でＡ１に対し社会科、国語科のどちらでもよいから普免を取得するよう述べ、また41年４月には１年内に国語科の普免を取得するよう口頭で注意したことはあるが、３・29覚書にあるように「国語科の普免を１年以内に取得しなければ解雇する」との明確な意思表示をしたことを認め得る疎明はない。しかも、組合とは前記のように覚書を作成しながら、最も利害関係のあるＡ１本人に対しては、書面による意思表示をまったくしていないのである。また、41年４月１日のＢ２校長、Ｂ３副校長の発言についても、その全体の趣旨は、学園主張のように解雇を事前に通告したものではなく、単に講師格下げおよびその待遇問題について言及したに止っていると考えられる。さらに、臨免の有効期間内である42年３月25日の時点において、Ａ１を解雇しなければならぬ特段の事情を認めることはできない。

一方、Ａ１は、40年９月末頃から、組合活動を行なっており、その活動は、当時の学園および組合の状況からみて、他の教職員に相当の影響力のあったこと、他方において、学園は同人の活動を十分知っていたこと、同年３月25日には他にも普免未取得者がいるにもかかわらず学園はＡ１をクラス担任からはずしていること、同年４月１日には学園はＡ１の非組合員化を企図して、同人を講師に格下げするという異例の措置をとっていること、同月20日には講師は非組合員である旨ならびにＡ１の解雇条件の記載のある３・29覚書を日付を遡及して秘密裡に作成していること、その後も学園はＡ１の組合員資格を強硬に否認していること等は前記認定のとおりであって、学園がＡ１の組合活動を嫌悪していたことは明らかである。

したがって、以上を総合すれば、本件解雇は学園が主張するような理由によってなされたものではなく、組合活動が活発になることをおそれた学園が、Ａ１の積極的な組合活動を嫌悪して行なったものと判断するのが相当であって労働組合法第７条第１号に該当する不当労働行為である。

⑵ なお、主文１は以下のことを含むものである。すなわち、本件解雇時のＡ１の身分は講師であるが、学園においては教科外担当の行なわれている実情にあること、一方的にＡ１を講師に格下げしたこと、本人が講師となることを希望した以外は普免取得者を全員教諭としていること等をあわせ考えれば本件解雇が行なわれなければ、学園は当然Ａ１が社会科の普免を取得した42年４月15日以降の一定の時期（遅くとも翌年４月１日）に同人を教諭として取扱っていたものと判断されるので、Ａ１を教諭として復職させなければならない。また、賃金遡及払いの算出については、前記判断よりして、Ａ１が教諭として取扱われるのが相当とされる時期以降は教諭としての、それ以前は講師としての賃金によらなければならない。

⑶ なお大私教は、主文救済のほか陳謝文の掲示を求めているが、本件の場合主文救済によって十分救済の実を果すことができると考えるので、陳謝文の掲示をも命ずる必要性を認めない。

以上の事実認定および判断に基づき当委員会は、労働組合法第27条および労働委員会規

則第43条によって主文のとおり命令する。

昭和47年９月27日

大阪府地方労働委員会

会長　川　合　五　郎